

新規就農ガイド



内 容

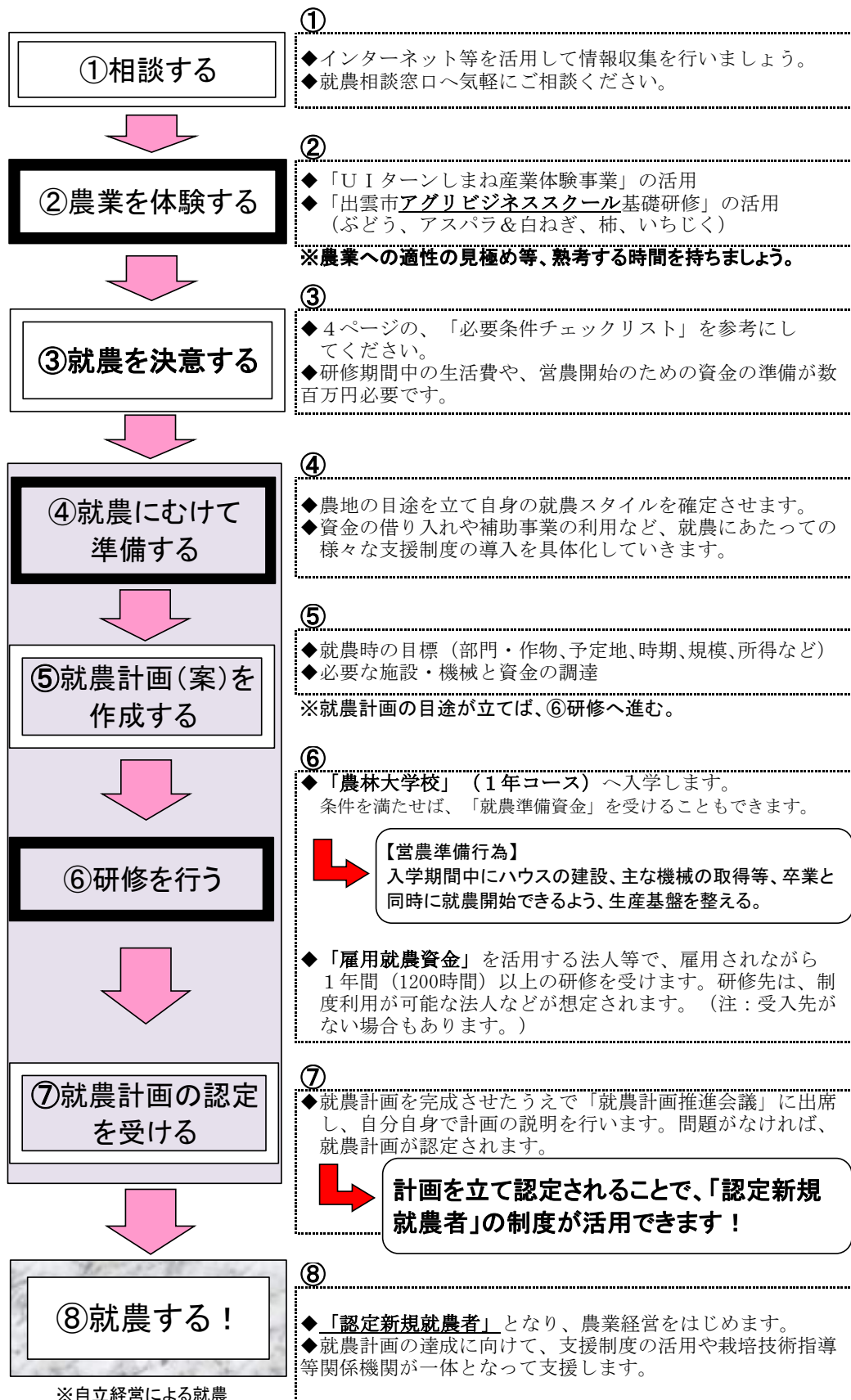
1. はじめての相談から就農までの流れ
2. 新規就農希望者のための支援制度
3. 認定新規就農者制度
4. 就農のための必要条件チェックリスト
5. 就農相談窓口

令和7年度 版

出雲市



1 はじめての相談から就農までの流れ



2 新規就農希望者のための支援制度

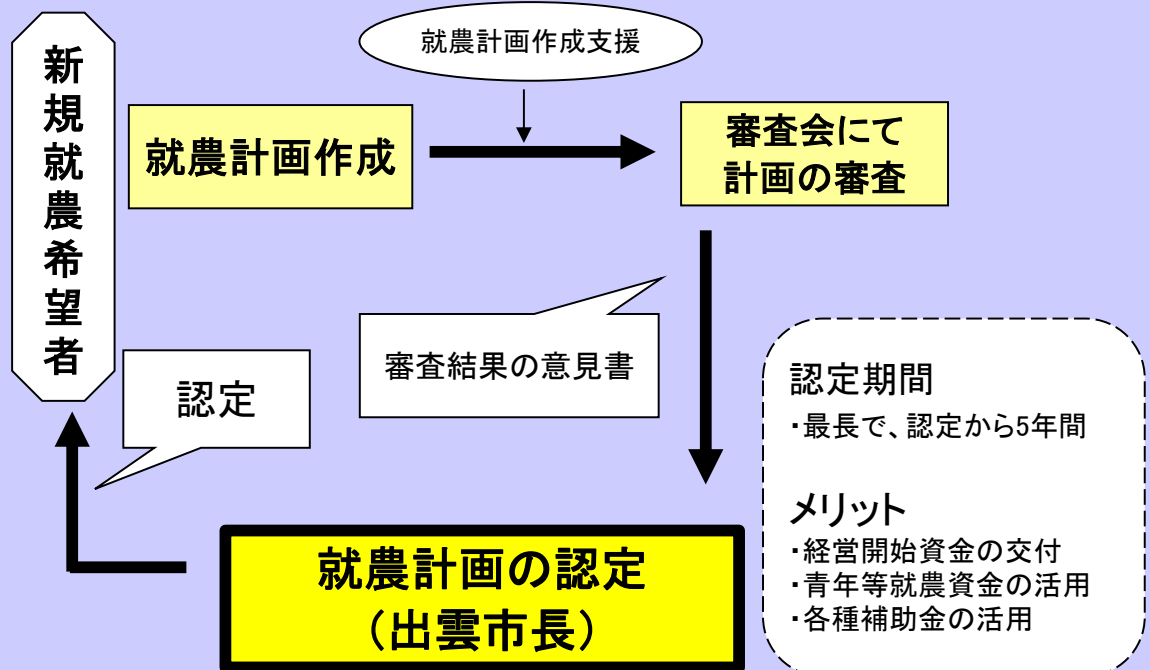
農業体験	●認定新規就農者のみが対象 ○認定新規就農者以外でも対象			
	○Uターンしまね産業体験事業（ふるさと島根定住財団） 長期滞在型（3ヵ月以上～1年間）：1ヵ月あたり12万円を助成。 …ただし、自宅居住での体験は6万円。二親等以内の親族の下での体験は6万円。 …親子連れ（中学生以下の子供）＋3万円			
技術研修	国	○雇用就農資金を受けている法人等での雇用就農（最長4年間） 49歳以下。雇用主に対して支払われる。月額5万円 年間最大60万円。		
	国	○就農準備資金・就農準備支援金 *年間最大1,500千円（最長2年間） 就農・雇用就農・親元就農予定時の年齢が49歳以下。世帯所得600万円未満等。農林大学校が対象。		
	県	○農業人材投資事業（準備型）（6万円/月、最長12か月）※Uターン者は12万円/月 独立・自営就農予定時の年齢が、原則50歳以上。世帯所得600万円未満等。 ※給付対象は「就農準備資金」に準ずる。		
就農準備から就農	国	●経営開始資金 *年間最大1,500千円（最長3年間） 経営リスクを負っている新規就農者等の経営が軌道に乗るまでの間を支援。 給付対象 ・認定新規就農者であること。 ・独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であること。 ・独立・自営就農であること（①農地の所有権または利用権を有している ②主要な機械・施設を所有または借りている ③生産物や生産資材などを本人名義で出荷・取引している ④給付対象者の農産物などの売り上げや経費の支出などの経営収支を本人名義の通帳・帳簿で管理している⑤農業経営に関する主宰権を有していること） ・独立・自営就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画が認定されていること。 ・地域計画（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること ・生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の事業と重複しないこと。 ※前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。（原則、別世帯であっても同居生計ならば対象。） ※交付期間と同期間営農を継続しなければ、補助金返還となる場合があります。		
	県	●農業人材投資事業（経営開始型） *年間最大 720千円（2年間） 独立・自営就農予定時の年齢が、原則50歳以上。世帯所得600万円未満等。 ※給付対象は「経営開始資金」に準ずる。		
	県	●自営就農開始支援事業（担い手経営発展支援事業） 自ら農業経営を開始する認定就農者等の初期投資を支援（事業費の1／3以内） ・機械・施設整備 ・素畜の導入 ・果樹等の植栽 ・排水、土壌改良等の生産基盤整備 ・環境衛生施設（トイレ等）の整備 施設は農業用ビニールハウス・牛舎及びきのこハウスを除く。（他事業あり） 事業費3,000万円以内 1機械（施設）あたり事業費30万円以上 ※美味しまね認証（GAP）取得などの条件があります。		
	国	●経営発展支援事業 自ら農業経営を開始する認定就農者等の初期投資を支援（事業費の3／4以内） ※50歳未満が対象 ・機械・施設等の取得、改良またはリース ・家畜の導入 ・果樹・茶の新植・改植 ・農地等の造成、改良または復旧 R6・R7年度に就農した者。 事業費上限500万円（経営開始資金を使わない場合1,000万円） 1機械（施設）あたり事業費50万円以上。ポイントによる事業採択制。 ※本人負担分は融資を受けるなどの条件があります。		
	公	●青年等就農資金	貸付限度額 3,700万円	無利子 17年以内（据置期間5年）
その他関連事業	市	●新規就農支援事業（新出雲農業チャレンジ事業） 市内に経営基盤がない認定新規就農者のための補助金。 ・ほ場の賃借料 ・機械・施設の賃借料 } それぞれ年間10万円まで（就農開始から3年間）		
	市	○多様な農業者等支援事業（出雲農業未来の懸け橋事業）（1回限り） 新規就農者等の機械購入費、施設整備費を補助（5年間の栽培・出荷計画が必要） ・事業費の1／2以内、補助上限150万円以内		
	公社	●新規就農者激励事業（公益財団法人しまね農業振興公社） ・令和6年度の認定新規就農者で、公社が実施するアンケート調査に回答し、就農施策に携わる関係機関が情報共有すること及び広報活動等に協力することを承諾する方。（激励金4万円以内）		

3 認定新規就農者制度

《認定新規就農者とは》

「農業経営基盤強化促進法」第14条の4第1項に規定する
「青年等就農計画」の認定を市町村長に受けた者。

この認定を受けると、国・県などの就農制度の重点支援を受けられます。



《就農計画の認定基準》

- ①就農時における就農5年後の所得目標が、概ね 280万円以上。
※家計費などを勘案して生活できる所得が確保できるかを判断することが大切です。
- ②就農に必要な実践的技術研修を概ね1年以上行うこと。
(ただし、既に就農に必要な技術などを有すると認められる者を除く。)
- ③就農計画が達成されることが確実に見込まれること。

4 就農のための必要条件チェックリスト ～新規就農希望者へのアドバイス～

I. 就農に対する適正

- ☐ 健康・体力には自信がある。
- ☐ 単純作業もこつこつやることができる。
- ☐ 他人との付き合いは苦にならない。
- ☐ 忍耐力には自信がある。

II. 新規就農についての意欲・動機・知識

- ☐ 「都会の生活が嫌だから」「会社勤めが面白くなかったから」といった消極的な理由で農業を始めるわけではない。
- ☐ 会社員と自営業者とでは、社会保障面等が大きく異なることを理解している。
- ☐ 「なにがなんでも農業で食べていくぞ」という強い意欲と情熱を持っている。
- ☐ 自然災害や技術不足のため、収穫が皆無の場合があることを知っている。
- ☐ 農作業の厳しさを体で分かっている。
- ☐ 農業を始めることは、起業して経営者になるということであり、非農家出身者が新たに農業を始めることが容易でないことを分かっている。

III. 新規就農の事前準備状況

- ☐ 新規就農に関する情報収集に力を入れている(窓口訪問、相談会参加、情報誌等)。
- ☐ 農業を始めることについて、家族の同意が得られている。
- ☐ どんな作目を作るのか、意向が固まっている(作目選択)。
- ☐ どこで農業をやるか、意向が固まっている(就農希望地)。
- ☐ 農地取得の見込みが立っている。
- ☐ 実際の就農までの準備事項および段取りは大筋理解している。
- ☐ 自動車運転免許を所持している(ペーパードライバーを除く)。

IV. 就農条件の準備状況

- ☐ これまでに1年間以上農業研修を受けたことがあり、技術と知識を身につけた。
- ☐ 農地を取得(購入または借用)するには法律にもとづいた許可と手続きが必要であり、一定の要件をクリアすることが必要であることを知っている。
- ☐ どこで農業をやるか、意向が固まっている(就農希望地)
- ☐ 営農のための自己資金を数百万円単位で用意できている。
- ☐ 経営についての一定の知識(複式簿記など)がある。

V. 就農後の生活について

- ☐ 営農資金のほかに、当面の生活資金(1～2年程度)を用意している。
- ☐ 農地と住居が離れていると作業が不便であることを知っている。
- ☐ 農業に関わる共同作業や地域での役割が求められることを知っている。
- ☐ 地域とのコミュニケーションの重要性を知っている。

必ずご確認ください。



5 就農相談窓口

☆出雲市の相談窓口

市町名	関係課	問い合わせ先	
出雲市	農業支援センター	0853-21-6774	〒693-8530 出雲市今市町70
	斐川農業事務所	0853-73-9220	〒699-0592 出雲市斐川町莊原2172

☆各農協(JA)の相談窓口

JA名	関係課	問い合わせ先	
JALしまね 出雲地区本部	営農企画課	0853-21-6041	〒693-8585 出雲市今市町106-1
管轄区域	出雲市(斐川町を除く)		
JALしまね 斐川地区本部	営農企画課	0853-73-9615	〒699-0641 出雲市斐川町美南1329
管轄区域	出雲市斐川町		

☆県関係相談窓口

名 称	問い合わせ先	
島根県 東部農林水産振興センター 出雲事務所 農業部	0853-30-5605	〒693-8511 出雲市大津町1139
(公財)しまね農業振興公社	0852-20-2872	〒690-0876 松江市黒田町432-1
(公財)ふるさと島根定住財団	0852-28-0690	〒690-0003 松江市朝日町478-18

☆新規就農情報(ホームページ)

名 称	ホームページアドレス
青年農業者等育成センター	http://www.agri-shimane.or.jp/center/
(公財)しまね農業振興公社(農業の求人情報など)	http://www.agri-shimane.or.jp
(公財)ふるさと島根定住財団(産業体験など)	http://www.teiui.or.jp/
全国新規就農相談センター	http://www.be-farmer.jp
島根県	http://www.pref.shimane.lg.jp/
農業情報サイト アグリしまね	http://www.agri-shimane.or.jp/portalsite/

Memo

[illegible]



出雲市
IZUMO